

市原市における学校規模適正化の基本的な考え方

— 報告 —

平成19年7月

市原市学校規模適正化検討委員会

目 次

はじめに	1
I 市原市の小・中学校の現状	2
1 児童生徒数、学校規模	2
(1) 児童生徒数の推移	2
(2) 学校数の推移	2
(3) 1校あたりの児童・生徒数の変化	2
(4) 学校規模の推移	2～3
2 学校規模に関わる現行の制度	4
(1) 学級編制基準	4
(2) 通学区域	4
(3) 学校規模	4
3 市原市学校規模適正化検討委員会	5～6
II 学校の小規模化に伴うメリット・デメリット	6
1 小規模化に伴うメリット	6
2 小規模化に伴うデメリット	6～7
III 市原市立学校における適正規模	7
1 基本的な考え方	7～8
2 学校規模適正化対象校	8
(1) 複式学級を含む学校	8
(2) 市東第二小学校・平三小学校・富山小学校の児童数・学級数の推移	8
(3) 将来複式学級になることが見込まれる学校	8～9
IV 学校規模適正化の具体的方策	9
1 小中一貫校	9～10
(1) 加茂地区	10
(2) 市東地区	10～11
2 学校統合	11
(1) 南総地区	11～12
V 学校規模適正化を進めるにあたっての留意点	12
おわりに	13

はじめに

少子高齢化が社会問題となり、市原市においても小学校では昭和57年度、中学校で昭和61年度をピークとして児童生徒数の減少が続いてきた。このため、多くの学校で学級数が減少し、「学校の小規模化」が進展してきた。特に、南部地区ではこの傾向が顕著に現れ、平成18年度末には月出小学校が閉校となった。

一方、五井西部地区やちはら台地区では住宅開発等による社会増の影響により、学齢期の子ども数が急激に増加し、「学校の大規模化」が進み、教室不足等の問題を引き起こすようになった。

学校の小規模化と大規模化が同時に進行する状況は、学校規模の較差を生じさせ、教育環境の不均衡のほか、教育効果への影響も危惧されている。さらに、今後この傾向が加速されることも想定され、本市にとって看過できない重大な問題となっている。

このような学校の小規模化・大規模化は、全国的に見られる問題であり、既に政令指定都市をはじめ、多くの自治体において、学校規模の適正化・学校の適正配置の取組が進められている。これらの先行事例においては、教育システムも時代とともに変遷し改革されるものとの認識に立ち、単に学校規模の適正化を図るだけでなく、学校教育に関する様々な取組・改革と並行して進められていることに注目する必要がある。

「市原市立学校規模適正化検討委員会」では、市内小中学校の現状を詳細に把握するとともに、他都市の先行事例も参考にしながら、本市政策課題である「子育て支援と責任ある教育の推進」及び、「一人一人が輝く いちはらの教育」の具現化を図る視点から、学校教育機能が十分発揮でき、子どもたちにとって最善の利益供与となるよりよい学校教育環境整備を目指すために、学校適正化の考え方、適正規模の基準、適正化の具体的な方策について検討をおこない、このたび本報告書をまとめるに至った。

I 市原市の小・中学校の現状

1 児童生徒数、学校規模

(1) 児童生徒数の推移

市原市立小学校の児童数は、昭和57年度の26,994人をピークに減少を続け、平成19年5月にはピーク時の約58%の15,728人となった。中学校の生徒数は、昭和61年度の13,811人をピークにその後減少を続け、平成19年5月にはピーク時の約58%の7,989人となった。

(2) 学校数の推移

学校数については、小学校では児童数のピーク時の昭和57年度は41校であったが、平成19年度には45校、また中学校では生徒数のピーク時の昭和61年度は18校であったが、平成19年度には21校と小中学校とも増加している。

児童生徒数は、減少傾向にあるが学校数は増加し、その後横ばいの状態である。平成18年度末には、月出小学校が閉校し小学校数は減少したが、平成22年度には、(仮称)千原台第4小学校が開校する見込みである。

(3) 1校あたりの児童・生徒数の変化

小学校1校あたりの児童数の推移をみると、昭和57年度の平均658人から減少を続け、平成19年度には約47%減の350人となった。

中学校1校あたりの生徒数は、昭和61年度の平均767人から減少を始め、平成19年度には約50%減の380人となった。

(4) 学校規模の推移

①小学校の児童数

《平成19年度の現状》

平成19年5月現在、小学校において最小規模校の児童数は、15人(富山小)、最大規模校の児童数は、875人(五井小)であり、58.3倍、860人の開きがある。

また、小学校において通常学級が11学級以下の比較的小規模な学校は、19校(42.2%)、12～18学級の標準規模とされる学校は18校(40.0%)、19学級以上の比較的大規模な学校は8校(17.8%)である。そのうち、単学級(すべての学年が1学級、全校で6学級)以下の学校は12校(26.7%)、さらに、複式学級を含む学校が3校(6.7%)となっている。

《平成25年度の予測》

平成25年度の将来推計では、小学校において最小規模校の児童数は、18人(平三小)、最大規模校の児童数は、1,129人(水の江小)であり、67.2倍、1,111人の開きが生じることが予測される。

また、小学校において通常学級が11学級以下の比較的小規模な学校は、23校(51.1%)、12～18学級の標準規模とされる学校は17校(37.8%)、19学級以上の比較的大規模な学校は5校(11.1%)である。そのうち、単学級(すべての学年が1学級、全校で

6学級)以下の学校は16校(35.6%)、さらに、複式学級を含む学校が6校(13.3%)となることが予測される。

学校規模 年 度	～11学級	12～18学級	19学級～
平成19年度	19 (42.2%) 単学級校 12校 (26.7%) 複式学級校 3校 (6.7%)	18校 (40.0%)	8校 (17.8%)
平成25年度	23校 (51.1%) 単学級校 16校 (35.6%) 複式学級校 6校 (13.3%)	17校 (37.8%)	5校 (11.1%)

②中学校の生徒数

《平成19年度の現状》

平成19年5月現在、中学校において最小規模校の生徒数は、98人(市東中)、最大規模校の生徒数は、828人(五井中)であり、8.4倍、730人の開きがある。

また、中学校において通常学級が11学級以下の比較的小規模な学校は、9校(42.9%)、12～18学級の標準規模とされる学校は10校(47.6%)、19学級以上の比較的大規模な学校は2校(9.5%)である。そのうち、単学級(1学年を1学級で編制)を含む学校が3校(14.3%：東海中、市東中、加茂中)となっている。

《平成25年度の予測》

平成25年度の将来推計では、中学校において最小規模校の生徒数は、94人(東海中)、最大規模校の生徒数は、1,002人(ちはら台南中)であり、10.7倍、908人の開きが生じることが予測される。

また、中学校において通常学級が11学級以下の比較的小規模な学校は、13校(61.9%)、12～18学級の標準規模とされる学校は5校(23.8%)、19学級以上の比較的大規模な学校は3校(14.3%)である。そのうち、単学級(1学年を1学級で編制)を含む学校が4校(19.0%：東海中、湿津中、市東中、加茂中)となることが予測される。

学校規模 年 度	～11学級	12～18学級	19学級～
平成19年度	9校 (42.9%) 単学級校 3校 (14.3%)	10校 (47.6%)	2校 (9.5%)
平成25年度	13校 (61.9%) 単学級校 4校 (19.0%)	5校 (23.8%)	3校 (14.3%)

◎将来推計については、(仮称)千原台第4小学校開設にともない数値が変更されることとなるが、既存の小学校についてのデータを採用した。

2 学校規模に関わる現行の制度

(1) 学級編制基準

- ① 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条（学級編制の標準）で下表のように定められている。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人
	2の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあつては8人）
	学校教育法第75条に規定する特殊学級	8人
中学校 （中等教育 学校の前期 課程を含む）	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第75条に規定する特殊学級	8人

具体的には、1学級の児童・生徒数の標準を40人として各学年の学級数を算出し、学級数に応じてその学校の教職員の総数が決まる。また、1学級の児童・生徒数が40人を超えた場合には、学級が分割されることとなる。さらに、2の学年の児童数の合計が16人以下の場合、及び生徒数の合計が8人以下の場合は、複式学級となる。

- ② 千葉県教育委員会小学校第1・2学年、中学校第1学年38人学級事業
 ③ 市原市小学校低学年少人数学級（1学級35人編制）推進事業
 平成16年度・・・小学校第1学年に導入
 平成17年度・・・小学校第2学年にも導入

(2) 通学区域

学校教育法施行令第5号第2項

「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校または中学校が2校以上ある場合には、入学期日の通知において、当該就学予定者の入学すべき小学校または中学校を指定しなくてはならない。」

※ 市原市立小学校および中学校通学区域に関する規則

(3) 学校規模

文部省助成課資料「これからの学校施設づくり（昭和59年）」で5段階に分類

学校規模	学級数
過小規模	1～5学級
小規模	6～11学級
適正規模	12～18学級
大規模	19～30学級
過大規模	31学級以上

3 市原市学校規模適正化検討委員会

平成17年度末市原市立月出小学校が在籍児童数ゼロとなり、平成19年3月末をもって閉校に至ったが、市内には他にも小規模化をたどり、平成19年5月現在全校児童数が100名に満たない小中学校が9校存在する。一方、五井西部地区やちはら台地区では宅地開発による人口増のため学校の大規模化により教室が不足し、現在仮設校舎で対応している学校もある。

学校の小規模校と大規模校が混在する現状を詳細に把握し、その対応を検討する必要があることから、平成18年7月、学識経験者、市民代表、学校代表などで構成する「市原市学校規模適正化検討委員会」（以下、「検討委員会」）を立上げた。

検討委員会では、学校の小規模化や大規模化による諸問題を解消するためには、学校規模の適正化を推し進めていく必要があることを共通の認識として、市内小中学校の実態及び小規模校や大規模校の諸問題を把握するとともに、適正化の方策について検討をおこなってきた。

特に、市南部地区を中心に小学校の小規模化が今後さらに進行し、単学級校や複式学級校の増加が予想され、早急にその対応を検討する必要があるとの認識の下、小学校の複式学級校に適正化の対象を絞り今まで、5回の検討委員会会議を開催してきた。

その概要は次のとおりである。

第1回 平成18年 7月 7日

- 本市における公立小中学校の現状について
- 学校規模適正化の意義について
- 法令上の学校適正規模について
- 本市における学校規模適正化の論点について
- 検討スケジュールについて

第2回 平成18年10月16日

- 市内小規模校の現状及び将来推計について
- 学校小規模化に伴う諸問題及び対応について
- 小規模の程度について
- 小規模化の解消方法について

第3回 平成18年12月18日 <市内小規模小学校現地視察>

- 施設見学
- 授業参観
- 懇談会 「小規模校におけるメリット・デメリット」
「保護者・地域住民の小規模校に対する声・意見」

第4回 平成19年 2月 5日

- 小規模校におけるメリット・デメリットについて
- 市原市における小規模校の適正化について

第5回 平成19年 6月18日

- 郡山市立湖南小中学校視察報告について
- 小中一貫校のメリットについて
- 市原市における学校規模適正化の基本的考え方（案）について

第6回 平成19年 7月18日

- 市原市における学校規模適正化の基本的考え方（案）について（最終調整）

II 学校の小規模化に伴うメリット・デメリット

学校の小規模化に伴うメリット・デメリットを、学習指導面、児童生徒の生活面、及び学校運営面等の観点から整理すると次のようになる。

1 小規模化に伴うメリット

観 点	メリット
学習指導面 ・生活面	<ul style="list-style-type: none">・一人一人を把握でき、個に応じたきめ細かな指導が可能となる。・授業、学校行事等で発表や活躍する機会が多い。・児童生徒の相互理解、信頼関係が深まる。・縦割り活動等が容易となる。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none">・教職員間の連絡調整が図りやすく、こまわりがきく。・特別教室等の施設や教具等が活用しやすい。・教職員と保護者の連携が深まり、協力を得やすい。・帰属意識、連帯感を持ちやすい。

2 小規模化に伴うデメリット

観 点	デメリット
学習活動	<ul style="list-style-type: none">・切磋琢磨する場が少なく、向上心が育ちにくい。・話し合い活動や共同作業的な活動などでは、意見の多様性に欠けたり、全体の作業量が限られたりするため、学習内容の深まりや広がりが制限される。・多くの児童と出会えず、知的な刺激が少ない。・集団での学習活動に制約がでる。・出張や研修会で担任が学校を離れる際、自習時間が多くなる。
学校行事	<ul style="list-style-type: none">・運動会や体育祭、スポーツ集会など学級対抗ができず盛り上がり欠ける。また、競い合う場面が少なく切磋琢磨する機会に恵まれない。
集団生活	<ul style="list-style-type: none">・1学年1学級の単学級になると学級編制替えがないため、学級のルールや児童生徒の中の価値観が固定されがちになり、多様なものの見方、考え方を学んだり、そこから児童生徒自らが新しいルールや学級文化、人間関係を作り上げようとしたりする機会が少なくなる。その結果として、人間関係の固定化・序列化を招く恐れがある。また、いじめが解消されにくく、転校を余儀なくされる場合もある。

クラブ・部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動など多種多様なニーズに応じられない。 ・技術面において競争する場に恵まれず、大会等では好成績をあげることが難しい。 	
指導・研修・校務	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の絶対数が少ないことから、各教科に応じた教員をバランスよく配置することや、習熟度別学習などに対応した指導体制を組むことに支障が生じる。 ・教材研究や指導方法について単独で取り組む状況になりやすい。教員同士の連携や切磋琢磨する機会が少なくなり、指導力の向上に影響が出る。 ・校務分掌の数が多く1人にかかる負担が大きく、一人一人の児童生徒へのきめ細かい指導や教材研究をおこなう時間が制約される。 ・教員数が少ないため、緊急対応時や学級経営に問題が生じた場合等、他の教員による支援体制を構築することが難しくなり、学校運営全体に影響を及ぼす。 ・ある程度の教職経験者でないと学年経営に当たれないため、初任者を採用することができず、教職員の年齢構成の上昇を招き、学校運営上活性化に欠けることがある。 ・市の研究会や研修会等への参加について、全教科、領域等をカバーすることができず、学校として特定教科の最新情報等の入手が困難になる。 	
施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の清掃や施設設備の維持管理が行き届かなくなる。 	
P T A等	<ul style="list-style-type: none"> ・1人当たりの役割や経費負担が大きくなる。 	
教科	国語	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の考えと他の人の考えを比較したり、考えを練り上げたりすることができない。
	社会	<ul style="list-style-type: none"> ・共同学習や発表を聞いての比較学習が成立しない。
	算数	<ul style="list-style-type: none"> ・文章題において多方面からの考えが出にくい。
	数学	<ul style="list-style-type: none"> ・答えを導く際、得意な子に引っ張られる可能性がある。
	理科	<ul style="list-style-type: none"> ・実験データ数が少なく、予想や比較ができない。結果を元にした話し合いができない。
	音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱、輪唱、合奏など多くの人数を必要とする学習が成立しない。
	図工	<ul style="list-style-type: none"> ・共同制作が難しい。友達の作品鑑賞により多様な表現のあることに気付く機会が少ない。
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ活動やグループ間の比較などができない。
体育	<ul style="list-style-type: none"> ・集団種目はミニ化され、正しいルールが体得できない。 ・常に限られたチーム編成となり学級対抗などができない。 ・集団ゲームやダンスなど集団規模が小さいと学習そのものが成立しない。 	

Ⅲ 市原市立学校における適正規模

1 基本的な考え方

前述した小規模校、大規模校の問題点を検討した結果、適正規模に関する考え方については、次のとおりである。

児童生徒が個性を発揮し、主体性や社会性を身につけていくためには、多様な価値観を持つ仲間と触れ合い、切磋琢磨できる適切な学校規模が必要である。

また、教員と個々の児童生徒との関わりが十分に保たれ、児童生徒間においても、集団に対する帰属意識や連帯感が希薄にならない学校規模が望ましい。

以上のことから、単学級及び複式学級の出現は、教育活動や学校運営上、メリットはあるものの様々な弊害が生じることが考えられるため、クラス替えができる学級数を確保することが必要と考える。

しかしながら、クラス替えをするには、学年2学級以上の学級数が必要となり、小学校においては12学級以上、中学校では6学級以上の学校が適正規模校となる。従って、それらを下回る学校について適正化を図っていく必要があるが、特に小学校では19校、市内全小学校の約42%（平成19年5月現在）がその対象となるため、特に今回は、複式学級を含む学校を対象として学校規模の適正化に取り組むことが緊急の課題であるとの認識のもと検討を進めることとした。

なお、大規模校については、小中学校ともに校舎の増設や新設校の建設の計画があることなどから今回の検討の対象から外すこととした。

2 学校規模適正化対象校（平成19年5月現在）

(1) 複式学級を含む学校

小学校名	地区	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
市東第二小	市津	9 (1)	5 (0.5)	8 (0.5)	6 (0.5)	8 (0.5)	6 (1)	42 (4)
平三小	南総	0 (0)	4 (0.5)	6 (0.5)	4 (0.5)	6 (0.5)	6 (1)	26 (3)
富山小	加茂	7 (1)	0 (0)	2 (0.5)	3 (0.5)	3 (1)	0 (0)	15 (3)

*表内の数字の見方 9(1)は、児童数(学級数)を表す。

3校共に1の学年の児童数は10人未満で、学年によっては児童のいないところもある。

学級編制の基準により、隣接する2の学年との児童数の合計が16人で複式学級編制となる。ただし、第1学年を含む場合は、8人で1学級を編制すると定められている。

(2) 市東第二小学校・平三小学校・富山小学校の児童数・学級数の推移

小学校名	地区	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市東第二小	市津	44 (4)	41 (4)	40 (4)	36 (4)	36 (4)	31 (4)
平三小	南総	26 (3)	24 (4)	21 (3)	17 (3)	15 (3)	18 (3)
富山小	加茂	18 (4)	19 (3)	23 (4)	24 (3)	28 (3)	22 (3)

*表内の数字の見方 44(4)は、児童数(学級数)を表す。

上記、3校の今後の推移から平成19年度の児童数と平成25年度の児童数を比較してみると富山小学校は微増するものの他の2校は減少傾向をたどる。いずれの場合も今後、児童数が急増することは望めないと考えられる。

(3) 将来複式学級になることが見込まれる学校

学校名	地区	児童数			学級数		
		H19	H25	増減	H19	H25	増減
海上小	三和	109	49	△60	6	5	△1
里見小	加茂	71	42	△29	6	4	△2
白鳥小	加茂	60	37	△23	6	4	△2

*△印は、マイナスを示す。

平成19年5月1日現在、複式学級校は、市東第二小学校、平三小学校、富山小学校の3校であるが、平成25年度には海上小学校、里見小学校、白鳥小学校の3校も複式学級校となることが予測され、市内全体で6校となる見込みである。

IV 学校規模適正化の具体的方策

小規模校、とりわけ複式学級校の適正化を推進していくことが緊急の課題であるが、その方策として、小規模化が進む同地区の小学校を統合する方法、さらに統合した小学校を中学校に併設し小中一貫校を開設する方法、学区の弾力化を図り児童数を確保する方法等が考えられる。

実際に、適正化を推進していくにあたり、適正化の対象となる学校や地域の実情を把握していくことは勿論のこと、それに応じた方策をとることが必要である。また、統合をすることによるメリットが一層明確に打ち出せるような方策を講じる必要がある。

そこで、本検討委員会では以下のような方策を打ち出した。

1 小中一貫校

小中一貫校については、平成17年4月、福島県郡山市立湖南小中学校の開校を皮切りに、平成18年4月、品川区立日野学園の開校など形態はそれぞれ異なるが全国に広がりつつある。本県においても鴨川市で小中一貫校の開設が検討されているところである。

小中一貫校は、小中学校の教科指導の連続性や小学校から中学校へ進級する際の円滑な接続の確保、心の発達段階に応じた継続的な教育活動、幅広い異年齢集団による体験活動の充実などから児童生徒一人一人の個性と能力の伸長と確かな学力・豊かな心・健やかな体などの育成が図られる。

現在、小中一貫教育を実践している学校から以下のようなメリットが挙げられている。

【主なメリット】

- ① 小学生と中学生の交流活動ができる。また、異年齢集団における体験活動の枠が広がる。中学生の自尊感情に効果（認められない生徒の減少）が見られた。さらに、意見の違う人と協力できる生徒が増えた。
- ② 小中学校の教員の交流・協力が図れる。（職員室が共用）
- ③ 小学校高学年から中学校の教員の指導による教科担任制を採り入れることができる。
- ④ 小学校から中学校への接続に配慮した教育活動が展開でき、指導の連続性が生まれ、勉強や人間関係の不安が少なくなり、俗に言う「中一ギャップ」の解消に効果的である。
- ⑤ 小学校から英語教育を採り入れ、小中学校共通の英語教員が指導することにより年齢に応じた無理のない指導が系統的にできる。
- ⑥ 学校運営の一貫性が生まれる。（小中一貫の学校運営）
- ⑦ 小学校教員の中学校への兼務発令により、小規模中学校の免許外教科担任の解消が図れ、指導体制が充実する。
- ⑧ 施設設備の有効活用ができる。（特別教室や運動場などの共用）

- ⑨ P T A組織も小中一貫で役員が合同で活動をするなど地域との連携が強化され、地域に開かれた学校づくりの推進が図れる。

以上のように、小中一貫校の開設は、小学校だけでなく中学校における諸問題も解消できる新しいスタイルの学校であり、現在本市において小規模化している加茂中学校や市東中学校にとっても有効な教育システムであるといえる。

(1) 加茂地区

- ① 対象校 富山小学校・高滝小学校・里見小学校・白鳥小学校・加茂中学校
 ＊加茂地区4小学校のうち高滝小学校を除く3校が将来的に複式学級校となることが見込まれる。また、加茂中学校の在籍数も減少傾向にあり平成27年頃から100名未満となることから小中一貫校の開設が望ましいと考える。
- ② 方策 加茂地区4小学校を統合し、加茂中学校に併設し新しいスタイルの学校である小中一貫校を開設する。
- ③ 在籍数・学級数の将来推計（H19.5.1現在）（ ）内の数字は学級数を示す。

学校名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
富山小学校	15(3)	18(4)	19(3)	23(4)	24(3)	28(3)	22(3)
高滝小学校	89(6)	74(6)	77(6)	67(6)	69(6)	66(6)	62(6)
里見小学校	71(6)	69(6)	62(6)	56(6)	53(5)	45(5)	42(4)
白鳥小学校	60(6)	58(6)	52(5)	54(5)	51(5)	39(5)	37(4)
小学校合計	235(9)	219(8)	210(7)	200(7)	197(7)	178(6)	163(6)
加茂中学校	139(5)	126(5)	134(6)	130(5)	117(4)	118(4)	111(4)

- ・将来的に児童数は減少していくものの1学年の平均児童数は平成25年度でも20人から30人となり集団として機能すると考えられる。また、今後、複式学級校となることはないと考えられる。

- ④ 課題
- ・小学校4校を統合することにより、統合小学校の通学区が極めて広範になるため徒歩による通学が困難となる児童が多数を占めるようになると予想される。そのため、スクールバスの運行が必要である。
 - ・小中一貫校を開設する際、核となる加茂中学校の施設・設備・規模等について検証する必要がある。
 - ・小中学校9年間を見通し、系統性・連続性を考慮したカリキュラムの編成を検討することが望まれる。

(2) 市東地区

- ① 対象校 市東第一小学校・市東第二小学校・市東中学校
 ＊市東地区2小学校のうち市東第二小学校が複式学級校である。また、市東中学校の在籍数は現在100人を切っていて今後も減少傾向にあることから小中一貫校の開設が望ましいと考える。

- ② 方策 市東地区2小学校を統合し、市東中学校に併設し新しいスタイルの学校である小中一貫校を開設する。

- ③ 在籍数・学級数の将来推計（H19.5.1現在）（ ）内の数字は学級数を示す。

学 校 名	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
市東第一小学校	136(7)	125(6)	128(6)	133(6)	132(6)	129(6)	132(6)
市東第二小学校	42(4)	44(4)	41(4)	40(4)	36(4)	36(4)	31(4)
小学校合計	178(7)	169(7)	169(7)	173(6)	168(6)	165(6)	163(6)
市東中学校	98(4)	112(5)	99(4)	106(4)	95(3)	96(3)	97(3)

- ・加茂地区に比べ今後の減少は急激でなく、平成25年度においても各学年とも児童数は20人から30人を確保できる見込みなので、集団として機能できると考えられる。また、加茂地区と同様、複式学級校に転じることはないと考えられる。

- ④ 課題

- ・市東中学区は広範囲に及ぶため、スクールバスの運行が必要である。
- ・第一小学校と第二小学校の間に中学校が位置しているので、小中一貫校の場所としては問題ないが、小中一貫校を開設する際、核となる市東中学校の施設・設備・規模等について検証する必要がある。
- ・小中学校9年間を見通し、系統性・連続性を考慮したカリキュラムの編成を検討することが望まれる。

2 学校統合

(1) 南総地区

- ① 対象校 内田小学校・鶴舞小学校・平三小学校

*南総地区には小学校が6校あるが内田小学校・鶴舞小学校の2校は将来的に児童数が100人未満となることが予想され、平三小学校においては現在複式学級校である。また、南総中学校は今後生徒数が減少するものの単学級校に転じることはなく平成31年の推計では各学年3学級を保つことが予想される。したがってこの地区については3校の統合が望ましいと考える。

- ② 方策 南総地区3小学校を統合し、鶴舞小学校に新小学校を開設する。

- ③ 在籍数・学級数の将来推計（H19.5.1現在）（ ）内の数字は学級数を示す。

学 校 名	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
内田小学校	77(6)	73(6)	79(6)	81(6)	77(6)	75(6)	72(6)
鶴舞小学校	146(6)	139(6)	130(6)	119(6)	103(6)	102(6)	97(6)
平三小学校	26(4)	26(3)	24(4)	21(3)	17(3)	15(3)	18(3)
小学校合計	249(9)	238(9)	233(9)	221(9)	197(8)	194(8)	187(8)

- ・将来的に児童数は減少傾向であるが、平成25年度においても各学年とも児童数は20人から30人を確保できる見込みなので、集団として機能できると考えられる。また、加茂地区・市東地区と同様、複式学級校に転じることはないと考えられる。
- ・3小学校を統合した場合の最大学級数は9学級であり、現在の鶴舞小学校の普通学

級数の枠に収まる。教室の増築等の必要はない。

④ 課題

- ・統合小学校を3校の中心に位置する鶴舞小学校に開設することになると思われるが通学区が広範に及ぶのでスクールバスの運行が必要となる。

V 学校規模適正化を進めるにあたっての留意点

- 1 市東地区・加茂地区・南総地区（内田小学校・鶴舞小学校・平三小学校）の3地区について学校規模の適正化を図る必要があるが、特に、加茂地区では4小学校のうち高滝小学校を除く3小学校が複式学級校となるため、早急に小規模化の対応を検討する必要がある。
- 2 本報告内容を実施するにあたっては、関係諸機関との十分な協議をおこなうとともに、学校の小規模化は、在籍する児童生徒及び保護者だけの課題ではなく学校が設置されている地区の課題でもあるので、保護者や地域住民等関係者との十分な話し合いをもち進めていく必要がある。
- 3 今回の検討委員会では、複式学級を含む小学校を対象としてその適正化及び方策についてまとめてみたが、それ以外にも小規模化している学校が存在することから、今後、必要に応じて検討委員会を開催し適正化について検討していくことが望まれる。

おわりに

平成18年度末、市原市立月出小学校が134年の歴史を閉じ、閉校するに至ったが、市内には他にも児童数が減少し、小規模化している学校が複数存在する。

本来、学校は子どもたちが集団を通して切磋琢磨し、学びあう場である。そのため小規模校では、子どもたちに集団での生活を体験させようと様々な取り組みをおこない補ってはいるが、適正規模の学校に比べ集団生活の機会に恵まれているとは言い難く、一学校の工夫や努力で解消される問題ではないと考える。

市原市学校規模適正化検討委員会では、市内の小規模校について現状を把握するとともに小規模校の問題点を洗い出し、その解消方法について検討を進めてきた。

その中で、今回、複式学級を含む学校の適正化を図ることが最優先課題と共通認識し、対象となる学校及びその学校が設置されている地区の状況を調査するとともに、対象校及び地区に相応しい適正化の方策について検討を進め、本検討委員会の報告書というかたちでまとめてみた。

学校規模の適正化を図る際、市原市教育委員会においては、保護者や地域住民等関係者の理解と協力を得ながら、本報告書の趣旨を十分に踏まえ速やかに取り組みを推進されることを望む。